

## 通い容器に関する免税手続の簡素化に係る質問及び回答

(税番が異なる通い容器が複数ある場合の取扱い)

Q 1. 税番が異なる通い容器が複数ある場合において、これらを一欄にまとめて輸入申告を行うときは、どの税番により一欄にまとめるのですか。  
また、この場合に N A C C S により輸入申告を行う際に、N A C C S コード (10 桁目) にどのような記号を入力する必要がありますか。

A 1. 税番が異なる通い容器が複数ある場合に、これらを一欄にまとめて N A C C S により輸入申告を行う際には、数字上の配列において最初となる税番により一欄に取りまとめて申告することとなります。  
また、N A C C S コード (10 桁目) には、「E」を入力することとなります。  
なお、有償品であっても無償品であっても同様です。

(注)「通い容器」: 関税定率法施行令第 15 条第 2 号、第 32 条第 1 号及び第 33 条第 2 号に規定するリターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反覆して使用される容器。

Q 2. 統計品目番号が異なる通い容器が複数ある場合において、これらを一欄にまとめて輸出申告を行うことはできますか。

A 2. 輸出申告において、統計品目番号が異なる通い容器が複数ある場合は、それぞれの統計品目番号で申告することとなります。

(通い容器に付している識別表示等の取扱い)

Q 3. 通い容器の免税手続の簡素化においては、現在、リターナブルパレット等を通い容器として使用する前に現品に付している他の同一の種類の容器と区別できる識別表示等を省略することはできますか。

A 3. 通い容器の免税手続の簡素化においても、リターナブルパレット等を通い容器として使用する前に現品に他の同一の種類の容器と区別できる識別表示等を付することとなります。  
なお、A E O 輸出入者による通い容器の自主管理の具体的な方法に関しては Q 6 をご参照ください。

(注)「A E O 輸出入者」: A E O 輸出者及び A E O 輸入者の双方の承認を得ている者。

(税関に提出した通い容器に係る同一性の確認のための資料の取扱い)

Q 4. 10 月 1 日以前に税関に提出した通い容器に係る同一性の確認のための資料に受理番号を付することはできますか。

A 4. 税関では、輸入者の方からの申出に基づき、10 月 1 日以前に税関に提出された通い容器に係る同一性の確認のための資料への受理番号の付与を行っております。

受理番号の付与を希望される場合は、その資料を提出した税関にその旨をお申し出ください。

なお、輸入申告書等の記事欄に受理番号を記載することで税関における資料の検索に要する時間が短縮され、迅速な通関に資することとなりますので、税関に提出した通い容器に係る同一性の確認のための資料に受理番号が付されていない輸入者の方は、税関に対して資料への受理番号の付与をお申し出ください。

(A E O 輸出入者を対象とする通い容器に関する免税手続の簡素化)

Q 5. A E O 輸出入者が、通い容器の輸入時又は再輸入時に特例申告を利用する場合には、通い容器の輸出入状況の自主管理を省略することはできますか。

A 5. A E O 輸出入者を対象とする通い容器に関する免税手続の簡素化は、A E O 輸出入者が通い容器の輸出入状況を自主管理し、かつ、通い容器の輸入時又は再輸入時に特例申告を利用する場合に適用を受けることができます。

したがいまして、A E O 輸出入者が、通い容器の輸入時又は再輸入時に特例申告を利用する場合であっても、通い容器の輸出入状況の自主管理を行っていただくこととなります。

Q 6. A E O 輸出入者による通い容器の輸出入状況の自主管理の具体的な方法を教えてください。

A 6. A E O 輸出入者による通い容器の輸出入状況の自主管理については、A E O 輸出入者が自身の取扱う通い容器の種類等の実情に応じて、例えば、免税又は課税の別、一定期間内に輸出することの管理等を適切に管理できる方法により管理していただくこととなり、具体的な管理方法は、A E O 輸出入者に委ねることとしております。

A E O 輸出入者が取扱う通い容器と社内管理体制に応じた自主管理方法に関しては、各税関 A E O 担当部門にご相談ください。

Q 7. 異なる A E O 輸出入者が同一の通い容器の輸入手続と輸出手続をそれぞれ行う場合であっても、A E O 輸出入者を対象とする通い容器に関する免税手続の簡素化の適用を受けることができますか。

A 7. 異なる A E O 輸出入者が同一の通い容器の輸入手続と輸出手続をそれぞれ行う場合には、A E O 輸出入者以外の者を対象とする通い容器に関する免税手続を行うこととなります。

Q 8. A E O 輸出入者が、通い容器の輸入時又は再輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合であっても、A E O 輸出入者を対象とする通い容器に関する免税手続の簡素化の適用を受けることができますか。

A 8. A E O 輸出入者を対象とする通い容器に関する免税手続の簡素化は、A E O 輸出入者が通い容器の輸出入状況を自主管理し、かつ、通い容器の輸入時又は再輸入時に特例申告を利用する場合に適用を受けることができます。

したがって、通い容器の輸入時又は再輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合には、A E O 輸出入者以外の者を対象とする通い容器に関する免税手続を行うこととなります。